

# 中尊寺文書の基礎的検討

菅野文夫<sup>※</sup>

## はじめに

岩手県平泉町中尊寺所蔵の中世文書は、従来より経蔵文書・金色堂文書として伝えられてきた。これに関して筆者は旧稿で、これらが本来は権別当文書というべきものとして蓄積され、ある段階でこの2つに分けられた可能性を述べたことがある（菅野 2013）。可能性をほのめかすにとどまり、「これについては稿をあらためて論じたい」といいながら、この問題を掘り下げることを怠ってきた。筆者の怠惰ゆえのことであるのはもちろんだが、伝来の問題は個々の文書に即した穿鑿に陥りがちで、史料集の註釈なら我慢もできるが、論文としてはまことに退屈なものになってしまう。とはいえ、敢えて肅々とこの作業を行い、中尊寺文書の成立と伝来の過程についてそれなりの見通しを立てることは、無駄ではなからう。

### 〈近世の保管・伝来〉

問題の所在を明らかにするために、近世とそれ以降における中尊寺文書の伝来を確認しておこう。

宝永3(1706)年に仙台藩主伊達吉村は中尊寺文書を閲覧するとともに、藩としてその補修を行った（〔町史313〕〔町史316〕同年9月25日伊達吉村判物）。同時に「中尊寺経蔵古来所蔵之文書五十八通」と、「金色堂古来所蔵之文書十五通」の目録も作成された（〔町史315〕〔町史317〕同年9月25日中村成義等連署申渡状）。この目録は近世における中尊寺文書の伝来・保管状態を知る好個の史料であり、両者あわせて宝永の目録と呼ぼう。

また〔町史118〕天正20(1592)年2月25日の日付のある中尊寺経蔵別当職相伝世譜は、初世自在房蓮光より19世快蓮までの歴代経蔵別当とそれに関わる文書を列挙したもので、経蔵文書目録ともいべき史料である。ここにみえる文書は漏れなく宝永目録に掲出されていた。もっとも、相伝世譜の成立時期が日付どおりであるか疑問であることは、3節冒頭で述べよう。

---

※ 岩手大学平泉文化研究センター

表 中尊寺関係中世文書一覧

※ 宝永3年目録は、経蔵文書については〔町史315〕の、金色堂文書については〔町史317〕の掲載順に番号を振った。また「武通」などある場合はa・bを付して表記した。〔町史118〕天正20年経蔵別当職相伝世譜は経蔵別当の世代を、影写本については所載の冊を記載した。

平泉町史	日付	名称	文書の性格	宝永3年目録	天正20年経蔵別当職相伝世譜	影写本
町史11	天治3(1126)年3月24日	藤原清衡願文(北畠顕家本)	経蔵別当手継	経蔵01	冒頭	経蔵1
町史11	天治3(1126)年3月24日	藤原清衡願文(藤原輔方本)	経蔵別当手継	経蔵02	冒頭	経蔵3
町史12	天治3(1126)年3月25日	藤原清衡補任状案	経蔵別当手継	経蔵06	経蔵01世蓮光	経蔵1
町史15	保延6(1140)年3月28日	蓮光讓状案	経蔵別当手継	経蔵30	経蔵02世幸玄/経蔵03世蓮心(心蓮)	経蔵1
町史16	保延6(1140)年3月28日	蓮光讓状案	経蔵別当手継	経蔵10	経蔵02世幸玄/経蔵03世蓮心(心蓮)	経蔵1
町史18	久寿元(1154)年3月8日	蓮光讓状	金色堂別当手継	経蔵31	経蔵03世蓮心(心蓮)	経蔵1
町史22	文治5(1189)年9月10日	親義奉書	経蔵別当手継	経蔵05	経蔵03世蓮心(心蓮)	経蔵1
町史23	承元2(1208)年5月22日	幸円讓状案	経蔵別当手継	経蔵32	経蔵04世幸円	経蔵1
町史25	建長4(1252)年正月日	田地段歩注進状	(不明)			
町史26	弘長元(1261)年9月25日	権別当権律師下文	経蔵別当手継	経蔵20	経蔵05世永栄	経蔵1
町史28	文永元(1264)年10月25日	関東下知状(住心院文書)	権別当			
町史29	文永9(1272)年6月23日	関東下知状	権別当	経蔵03	経蔵05世永栄	経蔵1
町史30	建治2(1276)年2月24日	西寺別当最信下文	金色堂別当手継	経蔵21	経蔵05世永栄	経蔵1
町史31	弘安2(1279)年2月3日	永栄置文	経蔵別当手継	経蔵22a	経蔵05世永栄	経蔵1
町史補7	弘安2(1279)年2月3日	永栄置文	経蔵別当手継	経蔵22b	経蔵05世永栄	経蔵1
町史32	弘安3(1280)年5月25日	永栄讓状	経蔵別当手継	経蔵33a	経蔵06世朝賢	経蔵1
町史32	弘安3(1280)年5月25日	永栄讓状(「校正了」)	経蔵別当手継	経蔵33a	経蔵06世朝賢	経蔵1
町史33	弘安7(1284)年3月11日	盛朝袖判下文案	経蔵別当手継	経蔵42	経蔵06世朝賢	経蔵1
町史34	弘安9(1286)年10月25日	勝弁讓状	金色堂別当手継	金色堂11		光堂
町史35	正応元(1288)年7月9日	関東下知状	権別当	経蔵04	経蔵06世朝賢	経蔵1
町史38	正応4(1291)年4月5日	朝賢讓状	経蔵別当手継	経蔵34	経蔵07世行朝	経蔵2
町史39	永仁2(1294)年12月25日	関東御教書	権別当	経蔵11	経蔵07世行朝	経蔵2
町史40	正安2(1300)年3月20日	頼賢讓状	金色堂別当手継	金色堂04		光堂
町史41	正安2(1300)年閏7月18日	寛西免畠相博状	経蔵別当手継	経蔵23	経蔵07世行朝	経蔵2
町史42	乾元2(1303)年閏4月22日	朝賢置文	経蔵別当手継	経蔵24	経蔵08世行盛	経蔵2
町史43	嘉元2(1304)年7月8日	朝賢置文	経蔵別当手継	経蔵35	経蔵08世行盛	経蔵2
町史44	嘉元3(1305)年3月日	衆徒重訴状案	権別当	経蔵14	経蔵08世行盛	経蔵2
町史45	嘉元4(1306)年2月4日	道昭讓状	経蔵別当手継	経蔵25	経蔵08世行盛	経蔵2
町史46	徳治2(1307)年10月16日	召文	権別当	金色堂12		光堂
町史63	(年未詳)2月6日	実助書状	権別当	金色堂01		光堂
町史47	延慶2(1309)年7月2日	実助補任状	経蔵別当手継	経蔵26	経蔵08世行盛	経蔵2
町史48	正和2(1313)年3月7日	実助学頭職等補任状	要検討	金色堂14		光堂
町史49	正和2(1313)年12月18日	行盛讓状	経蔵別当手継	経蔵36a	経蔵09世行賢	経蔵2
町史50	正和2(1313)年12月18日	行盛讓状案	経蔵別当手継	経蔵36b	経蔵10世行秀	経蔵2
町史51	正和2(1313)年閏極月吉日	衆徒重訴状案	権別当	経蔵15	経蔵09世行賢	経蔵2
町史52	正和3(1314)年12月25日	行盛讓状	経蔵別当手継	経蔵37a	経蔵11世行円	経蔵2
町史53	正和3(1314)年12月25日	行盛讓状	経蔵別当手継	経蔵37b	経蔵11世行円	経蔵2
町史55	文保2(1318)年3月日	骨寺村所出物日記	経蔵別当手継	経蔵44	経蔵11世行円	経蔵2
町史56	元亨3(1323)年12月20日	頼秀禱券	金色堂別当手継	金色堂05		光堂
町史57	嘉暦2(1327)年3月日	衆徒等解状	権別当	経蔵16	経蔵11世行円	経蔵2
町史58	嘉暦3(1328)年6月15日	行盛去状	経蔵別当手継	経蔵27	経蔵11世行円	経蔵2
町史60	正慶元(1332)年10月3日	沙弥某権少僧都某連署書下	権別当	金色堂07		光堂
町史59	(年月日未詳)	権別当職并相伝系図	権別当	経蔵46	経蔵07世行朝/08世行盛/11世行円	経蔵1
町史補18	(年月日未詳)	金色堂別当系図	金色堂別当手継	金色堂15		光堂
町史61	建武元(1334)年8月日	衆徒等申状	権別当	経蔵17	経蔵11世行円	経蔵3
町史61	建武元(1334)年8月日	衆徒等申状(後欠)	権別当		経蔵11世行円	経蔵3
町史62	建武元(1334)年9月6日	陸奥国宣	権別当	経蔵07	経蔵11世行円	経蔵3
町史64	建武2(1335)年卯月16日	沙弥某奉書	金色堂別当手継	金色堂02		光堂
町史65	建武2(1335)年8月22日	頼勝讓状	金色堂別当手継			経蔵3
町史66	建武3(1336)年11月3日	実幸讓状	金色堂別当手継	金色堂06		光堂
町史68	建武5(1338)年9月8日	有禪讓状	(不明)	経蔵38	経蔵11世行円	経蔵3
町史70	暦応4(1341)年6月2日	足利尊氏御教書	権別当	経蔵18	経蔵12世行栄	経蔵3
町史72	康永3(1344)年6月5日	平忠泰打渡状	金色堂別当手継	金色堂13		光堂
町史73	康永3(1344)年12月10日	平親家打渡状	金色堂別当手継	金色堂08		光堂
町史74	貞和2(1346)年7月3日	衆徒置文	権別当	金色堂03		光堂
町史75	貞和2(1346)年10月28日	有助奉書	権別当	経蔵28	経蔵12世行栄	経蔵3
町史76	貞和4(1348)年4月日	衆徒申状	金色堂別当手継	金色堂10		光堂
町史78	観応2(1351)年正月28日	吉良貞家禁制	経蔵別当手継	経蔵13	経蔵12世行栄	経蔵3
町史80	延文3(1358)年2月28日	若狭守行重打渡状	経蔵別当手継	経蔵08	経蔵12世行栄	経蔵3
町史未載	応安4(1371)年12月23日	円道充券	金色堂別当手継			
町史81	応安6(1373)年10月25日	行栄讓状	経蔵別当手継	経蔵41a	経蔵13世行慶	経蔵3
町史82	応安6(1373)年10月28日	行慶讓状	経蔵別当手継	経蔵41b	経蔵14世行恵	経蔵3

平泉町史	日付	名称	文書の性格	宝永3年目録	天正20年経蔵別当職相伝世譜	影写本
町史83	永和2(1376)年2月25日	行栄譲状	経蔵別当手継	経蔵39a	経蔵14世行恵	経蔵3
町史84	永和2(1376)年2月25日	行栄譲状	経蔵別当手継	経蔵39b	経蔵13世行慶	経蔵3
町史85	永和2(1376)年2月25日	行栄譲状	経蔵別当手継	経蔵39c	経蔵14世行恵	経蔵3
町史86	(年月日未詳)	領骨寺村在家日記	経蔵別当手継	経蔵39d	経蔵13世行慶	経蔵3
町史87	永和2(1376)年閏7月5日	清光安堵状	金色堂別当手継	金色堂09		光堂
町史89	至徳4(1387)年8月7日	清家打渡状	経蔵別当手継	経蔵12	経蔵13世行慶	経蔵3
町史90	至徳4(1387)年8月8日	前越前守親重打渡状	経蔵別当手継	経蔵09	経蔵13世行慶	経蔵3
町史91	応永28(1421)年11月19日	頼栄譲状	金色堂別当手継			経蔵3
町史92	永享6(1434)年2月5日	行栄譲状	経蔵別当手継	経蔵40	経蔵15世有栄	経蔵3
町史93	永享7(1435)年8月15日	光尊譲状	経蔵別当手継	経蔵29	経蔵16世行蓮	経蔵3
町史94	永享8(1436)年2月16日	猿一丸一揆契状	経蔵別当手継	経蔵43	経蔵16世行蓮	経蔵3
町史95	永享9(1437)年5月4日	頼意譲状	金色堂別当手継			経蔵3
町史97	文明3(1471)年霜月17日	天台大師講請状	経蔵別当手継	経蔵45a	経蔵17世行意	経蔵3
町史98	文明5(1473)年霜月日	天台大師講請状案	経蔵別当手継	経蔵45b	経蔵17世行意	経蔵3
町史69	(年未詳) 5月28日	葛西宗清書状	経蔵別当手継	経蔵19	経蔵06世朝賢	経蔵3
町史119	(天正18(1590)年) 8月17日	浅野長吉書下	経蔵	経蔵49	経蔵19世快蓮	経蔵3
町史128	天正19(1591)年7月5日	伊達政宗制札	経蔵	経蔵47	経蔵19世快蓮	経蔵3
町史129	天正19(1591)年7月7日	豊臣秀次定書	経蔵	経蔵48	経蔵19世快蓮	経蔵3

近代になって帝国大学文科大学史料編纂掛により採訪され、影写本が作成される。明治22(1889)年に中尊寺大長寿院・金色院の採訪があり、翌年影写本「中尊寺経蔵文書」・同「光堂文書」がまとめられた。前者については大正4(1915)年に採訪影写されたものが追加され、現状では近世文書や棟札・鐘銘の模写を含めて前者が3冊67点、後者が1冊35点となっている。中世文書についていえば、金色堂文書はすべて宝永目録所載のもので、経蔵文書も宝永目録にみえないものは4通を加えるのみである。影写本からうかがわれる伝来のありようは、近世の状況を維持していると考えて差し支えない。

なお影写本以降、新たに確認された中世文書が4通ある。〔町史25〕建長4(1252)年正月日田地注進状、〔町史26〕弘長2(1262)年4月1日座主下知状案(瑠璃光院文書)、〔町史28〕文永元(1264)年10月25日関東下知状、町史未掲載の応安4(1371)年12月23日円道売券である。なかでも〔町史28〕は高橋富雄(1973)によって紹介されたもので、惣別当最信と中尊寺衆徒との相論の裁許状である。現在では住心院文書として伝えられているが、中世のある時期までは確実に中尊寺に伝来したものである。中尊寺文書そのものを考える上でも重要な示唆に富み、本稿でもしばしば言及することになる(註)。

宝永目録と〔町史118〕天正20(1592)年経蔵別当職相伝世譜、影写本などを概説したが、詮ずるところは、現在中尊寺文書として知られる中世文書のほとんどが、遅くとも宝永年間の段階で経蔵文書と金色堂文書に2分されて保管されていたという、周知の事実を述べたに過ぎない。これらを列挙すると表のようになる。

#### 〈問題の所在〉

表を一見してまず明瞭なのは、鎌倉後期から建武年間にかけてのものが大半を占めることである。そのことを意味を考えてみたい。

表の「宝永3年目録」「天正20年経蔵別当職相伝世譜」「影写本」欄はすでに述べた通りで近世の伝来を示す。これにたいして、「文書の性格」が試案である。経蔵文書といい金色堂文書といい、その伝来のあり方は2つの別当職の手継証文であることを思わせるが、実際にはこの2分類では説明のつかない、中尊寺衆徒全体に関わる文書が少なからず存在する。これは権別当相伝文書というべきものとする。表のこの欄に権別当と記したものがそれである。まずはそのことを1節で検討する。もちろん、経蔵文書・金色堂別当の手継証文も多数残されている。その復元を試みよう。2節で金色堂別当の、3節で経蔵別当の手継証文となる文書を特定してみよう。とくに経蔵文書とされているも



ののなかに、金色堂別当の手継証文が含まれていることは注目すべきである。こうした作業を通じて、経蔵文書・金色堂文書という近世の伝来のあり方は、これらの文書が作成され、伝えられた中世の状況をどれほどに反映しているのか考えてみたい。

#### 〈付記〉

- (1) 本稿は2013-2017年科学研究費補助金基盤研究(B)「平泉研究の資料学的再構築」(代表柳原敏昭)及びこれを承けた2020-2022年度科学研究費補助金基盤研究(B)「平泉仏教文化の諸層とその社会的基盤に関する資料学的研究」(代表七海雅人)による中尊寺研究の成果の一部である。調査の機会を提供された中尊寺に深く御礼申し上げる。
- (2) 紙幅の関係で史料をそのまま引用することは極力避けるが、文書を同定する上では『平泉町史』史料編1(平泉町、1985年)の番号を用いる。同書が中尊寺関係の史料をもっともよく網羅しているからである。ただし個々の文書名については、行論上簡略をむねとしたため筆者の判断で異なる名称を用いたものもある。
- (3) 行論上、文書名のみを列挙するかたちになり、さなくとも冗漫になりがちな論述に加えて論旨に明瞭さを欠く恐れがあるため、やや異例を承知で小見出しを付すこととした。

## 1. 権別当文書

#### 〈中尊寺略史と権別当〉

まずは鎌倉時代の中尊寺を鳥瞰的・俯瞰的に述べよう。平泉藤原氏滅亡後、幕府は惣別当を設けて中尊寺・毛越寺を含む平泉諸寺社を統括させた。惣別当に任じられたのは幕府中枢に重きをなした鎌倉在住の高僧で、かれらは平泉には別当代(史料によっては権別当とも)を派遣して経営の実務にあたらせるという体制である(高橋富雄1973・遠藤巖1974・大石直正1988)。このもとで平泉の衆徒等はしばしば惣別当と争い、訴訟が幕府の法廷に持ち込まれることもあった。建保5(1217)年に惣別当理乗房印鑊が衆徒の訴訟により罷免され、承久元(1219)年には惣別当が中尊寺住僧4人の身柄を拘束して幕府に訴えるなどのことがあった。建長年間のはじめに最信が惣別当に就任すると対立は一層激しくなり、〔町史28〕文永元(1264)年関東下知状、〔町史29〕同9年関東下知状の2つの裁許状が出された訴訟を経て、最信は建治3(1277)年に改易されてしまう。これに代わった惣別当盛朝の時代、幕府は平泉諸寺社支配の体制を根本的に変化させた。弘安10(1287)年に中尊寺・毛越寺両寺の一括支配を廃して、それぞれに惣別当を置くこととしたのである(佐藤建治2005)。惣別当が別当代を派遣することもなくなり、中尊寺では衆徒選出の権別当が置かれ、これが衆徒の自治の中心となった。この新体制はそれなりに機能したのであり、衆徒が惣別当を幕府法廷に訴えることは絶え、金色堂覆堂の建立や経蔵の修築などの復興事業がある程度実現するようになる。なお盛朝は北条氏一族で、その次の実助以後は名越流出身の惣別当がつづく。得宗専制の深化の過程で、中尊寺惣別当職は幕府による遷替の職から北条氏の相伝の職に変化したとあってよい。以上はこれまでの研究で明らかにされてきたところであり、筆者も中尊寺略史として整理を試みたところである(菅野2017・2020年)。なお、惣別当の次第についてはながく遠藤巖(1974)が通説となっていたが、近年平雅行(2019)により重要な訂正がなされている。

弘安10(1287)年以後の権別当についても、旧稿の要点を紹介しておこう(菅野2013)。〔町史59〕権別当職并相伝系図は冒頭に「平泉中尊寺権別当職事」とあり、権別当職にともなう田地3段ほどのわずかの所領を記し、3代の権別当を記述する。本書は〔町史60〕正慶元(1332)年沙弥某権

少僧都某連署書下に応えるかたちで、〔町史補遺 18〕金色堂別当系図とともに作成されたものと推定され、権別当を検討する上で好個の史料である（菅野 2003）。ここから行朝（弘安 10(1287)年補任）、行盛（正安 3(1301)年補任）、行円（嘉暦 3(1328)年補任）の次第がわかるのだが、その後は断片的な手がかりをたどらなくてはならない。〔町史 52〕行盛讓状に建武 3(1336)年 2 月 23 日付で安堵の外題を認めたのが「権別当頼順」だった。降って〔町史 71〕康永 2(1343)年 7 月日鐘銘にみえる「願主権律師頼榮」、〔町史 72〕康永 3(1344)年平忠泰打渡状で中尊寺別当領を打渡された「別当代頼禪」も権別当の可能性が高い。ところで〔町史 74〕貞和 2(1346)年衆徒置文は、「□□（当寺）僧中不可致権別当之旨、□□（先日）一同定置之处、依殊子細□□（被）補卿阿闍梨頼盛之旨」を記す（引用文中の（ ）は引用者による－以下同じ）。権別当を置かないことに決めたが、特別な事情があり頼盛を権別当に選出したのである。つまりところ弘安 10(1287)年から南北朝期にかけての権別当は、行朝－行盛－行円－頼順－（頼榮－頼禪）－頼盛と推移したことになるが、頼盛の頃には権別当体制自体にも混乱があったことがうかがわれる（菅野 2013）。表を一見すると明白のように、現存する中尊寺文書がこのほぼ 60 年間の時期に集中していることは、たんなる偶然ではない。これらは権別当の活動を知ることができる時期の文書なのである。

経蔵・金色堂別当の次第については次節以降で述べるが、行朝・行盛は〔町史 59〕に経蔵別当であることが明記されていた。行円も後述するように経蔵の関係者といえる。他方、最後の頼盛は〔町史 65〕建武 2(1335)年頼勝讓状で金色堂別当職とその所領を譲与された。頼順は金色堂別当には就任せず、頼榮・頼禪については関連する史料を欠くが、「頼」の通字から金色堂に関わる法流であることは容易に想像される。これを要するに、権別当は鎌倉期は経蔵関係者であったものが、幕府滅亡とともに金色堂関係が就任するようになったといえよう。この点を確認しておくことは、権別当が所持していた文書がどのように移動したかを検討する上で重要な示唆をもたらす。

#### 〈権別当文書〉

中尊寺衆徒の自治の中心である権別当のもとには、さまざまな文書が集積されたはずである。どのようなものがあるか、表に掲げたものから探してみよう。

明瞭に権別当を宛所としたものが 2 通ある。〔町史 46〕徳治 2(1307)年召文は、中尊寺領胆沢郡阿須賀田の住人岩見房が夜討ちを行ったため召し出すことを命じたもので、宛所は「平泉中尊寺権別当御房」とある。前述の〔町史 60〕正慶元(1332)年沙弥某権少僧都某連署書下は「中尊寺権別当御房」を宛所としていた。ともに金色堂文書として伝来したが、金色堂別当職には関わらない。この 2 通は確実に権別当文書と呼ぶべきものだろう。ほかにどのようなものがあるか。

先にも述べたが、そもそも経蔵文書・金色堂文書がそれぞれの別当職に付随する相伝文書を核とすることを考えれば、それ以外の、衆徒全体に関わる文書は、権別当のもとに集積したとするのが自然だろう。たとえば、岩井・胆沢郡の山野の用益について葛西氏と争った相論の裁許状である〔町史 35〕正応元(1288)年関東下知状、またこの訴訟が再燃したことを示す〔町史 39〕永仁 2(1294)年関東御教書など、中尊寺衆徒としての相論に関わる文書は権別当が所持し、交代の際には次の権別当に引き継がれたに相違ない。衆徒の訴状・申状もまた同様である。有名な〔町史 61〕建武元(1334)年 8 月日の 2 通の衆徒等申状、また同年に中尊寺に与えられた北畠頭家の袖判のある〔町史 62〕陸奥国宣も然りである。

現存する中尊寺文書は鎌倉後期から南北朝期にかけてのものが大半を占めることはすでに述べた。なかでも権別当が置かれた弘安前後のものが圧倒的である。このこと自体、現在の中尊寺文書が権別当文書を母胎としていたことを示している。

#### 〈文永の2つの裁許状〉

衆徒選出の権別当が設けられた弘安10(1287)年以降のものばかりではない。惣別当最信時代文永年間の2回の相論の裁許状である〔町史28〕文永元(1264)年関東下知状、〔町史29〕文永9(1272)年関東下知状も、ともに権別当のもとで保管されていたはずである。

文永元(1264)年の相論では、惣別当の衆徒所領への進退権、堂塔修理の義務などといった、いわば衆徒全体にかかわることがら争点となったが、文永9(1272)年の相論では、惣別当が個々の衆徒の権利を侵害したことが問題とされた。衆徒が訴えたのは、行朝の小山薬師堂免田3町、永幸の帝釈堂免田畠、勝弁の金色堂免田黒沢・白山講田、明元の白山宮別当職などを別当が押領したことであり、幕府の裁許はおおむね衆徒の権利を認めるものだった。

ところでこのうち勝弁は、〔町史34〕弘安9(1286)年譲状で「黒沢村地頭職〔伊沢郡内在之〕、同白山講田壺町」(引用文内の〔 〕は割書、以下同じ)などを頼賢に譲与したとき、「次第証文并文永御下知状」を副進した。この「文永御下知状」がわずか3ヶ月前の〔町史29〕関東下知状をさすことは明白である。ただしこれが〔町史29〕そのものだとなれば不都合も生じる。そこにはともに相論を戦った行朝・永幸・明元らの所職所領のことも載っているからである。実際に副進されたのは〔町史29〕の案文だったろう。頼賢が、30年あまり後の〔町史40〕正安2(1300)年譲状で勝弁から譲り受けた所領を頼勝に譲与したときの副進文書のなかに、〔町史34〕の「勝弁僧都自筆弘安九年十月廿五日」譲状とならんで、はっきりと「文永九年六月廿三日御下知案文」とみえる。正文は別のところに保管されていたのである。次節で述べるが、勝弁－頼賢－頼勝の相伝は金色堂別当職所領の形成過程であり、勝弁以来〔町史29〕の案文が手継証文として相伝されたことになる。そしてこのことから逆に、正文である〔町史29〕自体は個々の衆徒が所持することなく、衆徒全体の共同の管理下に置かれたと想定できるのである。弘安10(1287)年に衆徒のそれなりの自治が制度化されたときに指導性を発揮したのは、まさに文永9(1272)年訴訟の主導者である行朝や勝弁らであって、行朝が権別当に任命されたのはまことに自然だった。勝弁もまた行朝とともに衆徒内で重きをなしていたことは、かれが葛西氏の中尊寺への仏神物未進に関わる永仁年間の相論を主導したことからもうかがわれる〔町史44〕。

〔町史28〕〔町史29〕両通の関東下知状は、その後の衆徒申状にも引かれることがあった。〔町史57〕嘉暦2(1327)年衆徒等解状は、新任の惣別当朝演に宛てて堂塔の抜本的な修理を求めたものだが、そこに「如法光寺殿(北条時宗)御代文永御下知者、為寺務不可有寺役对捍之由、嚴重也」とある。また幕府滅亡後の〔町史61〕建武元(1334)年衆徒等申状には、具体的な引用はないものの、「右大将家以下代々御下知案」が副進されているが、この2通の関東下知状もそのなかに含まれていたに相違ない。

#### 〈権別当文書と別当職手継証文〉

ただし一旦は権別当文書として保管されながら、経蔵別当職の手継証文になった例もある。大長寿院免田1町に関わる4通の文書、〔町史45〕嘉元4(1306)年2月4日道昭譲状、〔町史47〕延慶2(1309)年7月2日実助補任状、〔町史63〕2月6日実助拳状、〔町史50〕正和2(1313)年12月18日行盛譲状がそれである。

〔町史45〕譲状で、道昭は「相伝所帯」である大長寿院免田1町を弟子の道家に譲った。これは〔町史47〕補任状に「為道昭律師跡頼潤相承」とあるように頼潤に伝えられたが、「於頼潤者、依有条々不調子細、令停廢当寺交衆之旨、捧衆徒一同連署起請文」という事件が起こった。この事件の一端は、〔町史63〕実助拳状から垣間見ることができる。年号を記さないが、〔町史47〕と関わるものであるこ

とは疑いなく、延慶2年かその前年のもので、宛先は幕府の奉行人だろう。頼潤の「奸訴条々」とは彼が中尊寺内部の問題について幕府に訴えたことで、対抗して現任の金色堂別当である頼勝が反論し、「同金色堂別当職、□（并）同仏具以下紛失由事」を記した書面を作成した。その反論を頼勝が幕府に提出する際に実助がしたためたものが〔町史63〕で、書状形式の挙状である。本書は頼勝に直接渡されたか、あるいは権別当として「衆徒一同連署起請文」をとりまとめたであろう行盛に与えられ、幕府に提出されのちに返却されたのだろう。その後、惣別当実助は頼潤所領を「闕職」として〔町史47〕補任状で行盛に宛行った。それは権別当としての行盛に与えたと解釈できる。この宛行で〔町史47〕とともにその手継証文として〔町史45〕道昭議状と〔町史63〕実助挙状が行盛の手に渡ったはずで、この段階では3通は権別当文書というべきものだった。

それから4年後の正和2(1313)年に〔町史50〕議状案で、行盛はこの地を舎弟の行秀に譲与した。このとき「先寺務御補任状」すなわち〔町史47〕が副進されている。ただしこれは悔い返されたらしく、行盛は翌正和3(1314)年にあらためて所職所領を処分するため〔町史53〕議状を作成し、この地を「御経蔵別当職所領骨寺村」等と一括して「相副次第証文等」で乙王丸に譲与したうえで、乙王丸が出家授戒するまでの間は行秀・行円らが知行することとした。この処分のときには〔町史50〕〔町史47〕はもちろん、〔町史45〕〔町史63〕も「次第証文等」として乙王丸ないしその後見人たる行秀らに移動したはずである。

以上をまとめれば大長寿院免田は、まずは道昭一道家頼潤と相伝された。3節で述べるが頼潤は一時は金色堂別当だった僧であり、これは金色堂別当職の所領に組み込まれる可能性があったのである。しかし頼潤から没収されて惣別当より行盛に闕所として宛行われることで権別当の所領となり、行盛―乙王丸の相伝によって経蔵別当領に編入され、文書もまたそれにともなって経蔵別当の手継証文に組み込まれた。したがって本来は全て経蔵文書であるべきだが、不思議なことに〔町史63〕実助挙状は、近世には金色堂文書として伝えられていた。これについてはのちに再論しよう。

#### 〈失われた文書―文永裁許状再論―〉

権別当のもとに保管された文書は、この制度が始まった弘安10年以降のものばかりではなかったろう。文永の2つの裁許状が伝えられたことはすでに述べたが、この相論には数多くの「衆徒所進」文書が幕府法廷に提出された。これらもまた権別当のもとに保管されていたはずである。裁許状の引用から、それらを復元してみよう。

まず〔町史28〕文永元(1264)年関東下知状だが、衆徒所進として、A「右大将家建久二年十月十日御下知状案」、B「建久十年三月廿九日政所下文」、C「信濃守六月廿五日〔不記年号〕奉書」、D「承久元(1219)年御下知」、E「図書允清定承久元年六月十八日奉書」が引かれていた。ただしDはEの言い替えだろうが、いずれにせよこれらすべてが宝永の目録にもみえない。近世には伝わらなかったものであり、もちろん現存もしない。

所引文書のうち、Cは「当国中尊・毛越寺僧訴訟事、条々聞食披畢、別当職以他人可被改補也、寺僧等歸寺、如本可令安堵云々」というものだが、建保5(1217)年6月26日に衆徒の訴訟により惣別当理乗房印鑿が罷免されたことに関わるものだろう。信濃守は幕府政所執事の二階堂行光である。承久元(1219)年に惣別当側が中尊寺の衆徒4人を拘束した上で幕府に訴えるという事件があった。法廷での対決の結果、幕府は「無指罪科之間、給身暇、所被下遣也、如元可令安堵」と4人を安堵している。図書允清定は清原清定で、この時期に二階堂行光とともに幕府吏僚として活動している(菅野2017)。Bは「下陸奥国伊沢郡、可早以日高林内中尊帝尺堂寺田参町、勤行仏事等事云々」という内容だった。



興味深いのはAで、そこには「下陸奥国地頭等、可令早停止其妨、任先例、致沙汰平泉寺領事、右、地頭等寄望彼寺領致妨事、可令停止也、縦於堂塔者、為荒廢之地、雖無仏聖灯油之勤、至地頭等者、可令停止押領云々」と記されていた。『吾妻鏡』文治5(1189)年9月11日条に源頼朝が平泉の源忠己講・心蓮・快能らに安堵の下文を与えたことがみえるが、それは「寺領者、縦雖為荒廢之地、不可致地頭等妨之旨、被載之云々」というものである。また同9月17日条の、頼朝が円隆寺南大門に掲げさせた壁書には、「於平泉内寺領者、任先例所寄附也、堂塔縦雖為荒廢之地、至仏性灯油之勤者、地頭等不可致其妨者也」と記されていた。文言のこの近似をどのように考えるか、にわかには説明しがたい。とはいえこのAこそは、たしかに権別当のもとに伝えられたのであり、〔町史57〕嘉暦2(1327)年衆徒等解状にも、「如右大將軍御代建久御成敗者、平泉寺領沙汰事、可任清衡・基衡例云々」とある。〔町史61〕建武元衆徒等申状の具書とされた「右大將家以下代々御下知案」2巻の筆頭に記されたのもこの文書ではなかったか。

〔町史29〕文永9(1272)年関東下知状にみえる衆徒所進文書にもふれておこう。ここには衆徒所進の「文治・建久下知状」が登場する。建久の下知状は、〔町史28〕のAだろうか。引用はなく内容は不明である。あるいはこの訴訟で行朝が主張した小山薬師堂免田の権利に関わるものだったか。行朝は「掃部頭親能建久二年十一月十五日奉書案」「前別当密蔵坊同年同月十八日施行」と父・隆近の天福2(1234)年2月8日讓状をもってこの地の権利を主張した。法廷で惣別当側の雑掌をつとめた有信は、中原親能奉書案と初代惣別当の密蔵坊賢祐施行状を謀書と主張した。そこで、「密蔵坊状者、比校雑掌所進類書之处、判形無相違、親能奉書者、雖無正文、引載彼施行之間、不及異儀歟」とあるように、幕府法廷ではこの賢祐施行状と有信が持参した賢祐発給文書と比較した結果、賢祐施行状は花押が一致して実書と看做された。この事実をもって親能奉書も実書と判定されたのである。有信は「以実書称謀書事、任被定置旨、可付寺社修理」と罰則を科される始末だった。とはいえ建久2(1191)年11月に中原親能は鎌倉におらず、この中原親能奉書案はたしかに怪しげな文書であったことには変わりない(遠藤巖1974)。

怪しげだったのはこれだけではない。衆徒は「文治五年九月十一日・同六年六月一日状」を提出していた。引用がないので内容不明だが、「状文不普通」ものだった。有信はこれらも謀書と主張したが、幕府の裁許は「謀書之条、実証不分明之間、不及沙汰矣」というものだった。賢祐施行状や中原親能奉書案と異なり、幕府も積極的に実書とは判定していない。偽文書だった可能性は高いといえよう。ただし根も葉もない創作と断じてしまうわけにもいかない。文治6(1190)年6月1日付の文書はさておき、文治5(1189)年9月11日付けの文書は『吾妻鏡』同日条にある頼朝下文との関連を思わせる。日付の一致はたんなる偶然としてすますわけにはいかないだろう。

以上、権別当のもとにこれだけの文書が保管されていることを述べた。しかしそれらは宝永の目録にはみえない。〔町史28〕文永元(1264)年関東下知状が住心院文書として`発見、されたのはまさに僥倖である。失われてしまった文書の内容はどのようなものか、失われた事情は何か、なお疑問は尽きない。

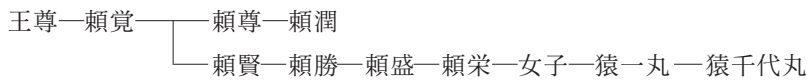
## 2. 金色堂別当手継証文の復元と別当の次第

### (金色堂別当系図)

本節では金色堂別当職に関わる手継証文の復元を試みるが、この作業はまた別当の次第を確認することでもある。とすれば、最初に検討すべきは〔町史補遺18〕金色堂別当系図だろう。前節で旧稿を



引きつつ述べたが、その原型は鎌倉末、正慶年間の成立としてよい。現状では、王尊からはじまって15世紀後半とみられる猿千代丸にいたる11名が記載されている。註記等を省略した概要は、下記の通りである。



すでに頼盛以降が追筆であることは『平泉町史』によって指摘されているが、原本を検討する機会を得たところ、猿一丸と猿千代丸の記載はまた筆跡の異なる追筆と認められた。つまり本書は王尊から頼勝までがまず書かれ、ついで頼盛・頼栄・女子が追記され、最後に猿一丸・猿千代丸が書き足されたことになる。本書を鎌倉末の成立としたのは頼勝までの部分であり、頼勝自身によって作成されたと考える。

#### 〈頼賢とそれ以前〉

系図の最初の部分、王尊・頼覚・頼尊については、他の史料にみえず、確かめようもない。その次の頼賢は、〔町史36〕正応元(1288)年金色堂覆堂棟札に、惣別当盛朝、権別当行朝とともに「当堂別当奉行阿闍梨頼賢」とみえる。同年の〔町史35〕関東下知状は、葛西宗清らと中尊寺・毛越寺衆徒との相論の裁許状だが、このなかに百姓らと連携して葛西氏に対抗した「中尊金色堂別当頼賢」のことも記されていた。頼賢こそが、たしかな金色堂別当として確認されるもっとも早い人物といえそうである。

ところで頼賢は〔町史34〕弘安9(1286)年勝弁讓状で、胆沢郡黒沢村地頭職・同郡内白山講田耆町などを讓与された。これらは勝弁の「重代相伝所領」であり、頼賢は「為同法異他申承之上、当器量之仁」であるので「所契約于頼賢也」とある。頼賢と勝弁の関係は師資ではなく同法であり、「契約」として讓与された。そもそも〔町史34〕の冒頭は「契状」とあって、通常の師資相承の讓状ではない。

〔町史34〕の黒沢村と白山講田が金色堂別当職にともなう基本的な所領であることは、のちの史料からみても確実だが、〔町史29〕文永9(1272)年関東下知状に興味深い記述がある。

#### 一、金色堂免田、黒沢・白山講田免畠屋敷事、

右、於引付之座問答之処、衆徒則別当宛課新儀所当由申之、雜掌亦黒沢者、為年貢進濟地之条、本主栄尊八月廿五日〔不記年号〕状顯然之処、対捍之間、改補之由陳之者、如文永元年下知状者、於供田・講田者、不可有所役之由所見也、而件免田者、為供田・講田之外、可濟所当之条、無指証抛之上、栄尊状者、当別当押領之後、懸新儀所当之間、出彼状畢、不及信用之由、衆徒所申、非無子細、然者、件免田等者、勝弁如元可令領知矣、

この裁許状で幕府は、惣別当最信がこの所領に課した新儀課役を不当とし、勝弁の従来よりの知行を認めたのだが、その本主は栄尊だった。黒沢村地頭職と白山講田は栄尊—勝弁と相伝され、〔町史34〕勝弁讓状で頼賢に伝えられたことになる。しかもこれは頼賢が知行する前から金色堂免田だったのであり、栄尊・勝弁はそれを知行できる立場にあったことがわかる。

栄尊については、〔町史29〕関東下知状の次の部分もおもしろい。

#### 一、金色堂供僧職事

右、衆徒則為寺僧相伝職之処、別当押領之由申之、雜掌亦以浄行住侶補来之処、行朝得濫僧讓之間、令改補旨、陳之者、栄尊落墮事者、文永元年也、行朝所得讓状者、寶治元年也、浄行時之附属難被破之由、行朝雖申之、彼讓状前々不出帶之、栄尊落墮之後、令披露之条、非無疑殆歟、然者、別当撰器量之仁、改補之上、不及沙汰矣、

金色堂供僧の地位は、衆徒が自律的に相続する「寺僧相伝の職」として栄尊から行朝に伝えられた

というのが、行朝ら衆徒の主張である。これにたいして惣別当最信の側は、「浄行住侶」を任命してきたが、栄尊は「落墮」したので、栄尊から行朝への相伝は認めがたいとし、幕府の裁許も惣別当を支持するものだった。栄尊から供僧職を相伝したと主張した行朝は、弘安10年以降中尊寺権別当を勤め、ある時期に経蔵別当でもあったあの行朝である〔町史38〕。

以上をまとめると、金色堂供僧だった栄尊は供僧職を行朝に、免田を勝弁に譲与した。供僧職と免田はむすびついておらず、また栄尊・行朝・勝弁ともに鎌倉末の〔町史補遺18〕金色堂別当系図にその名がなく、金色堂別当と称した痕跡もない。これらのことは文永9年の段階では、そもそも免田と結びついた別当職が成立していなかったことを示唆する。別当系図の頼賢以前はたんに法流を記載したものであって、免田等と一体化した金色堂別当職の成立はより降った時期とすべきだろう。

#### 〈頼賢から頼勝へー失われた手継証文ー〉

〔町史40〕正安2(1300)年頼賢議状で、頼賢は頼勝に「金色堂免田黒沢村地頭職、白山口(宮力)講田壱町」などを頼勝に譲与した。〔町史34〕勝弁議状に記載されているのとまったく同じ所領である。ここでは前節との重複をいとわず2つの点を指摘しておきたい。

まずひとつは、譲与の対象となったのはあくまでも「頼賢相伝所領」であって、そこには金色堂別当職という言葉はみえないことである。前節で延慶2(1309)年の頼潤をめぐる衆徒内部の紛争と、それにもなう大長寿院免田の手継証文の移動のことを述べたが、〔町史63〕実助挙状からこのときの金色堂別当が頼勝だったこと、同時にその前任者が頼潤だったことが読みとれる。金色堂別当の地位は、頼賢の所領とは別に、頼賢ー頼潤ー頼勝と遷替したのである。

もうひとつ〔町史40〕頼賢議状で注目すべきは、副進された文書である。「去弘安九年九月廿二日先御代盛朝法印御房令進公方給御状、正応三年十二月廿日同御代御下知、勝弁僧都自筆弘安九年十月廿五日・正安元(1299)年八月廿五日両通契状、次仁文永九年六月廿三日御下知案文、手継証文等仁、相副于正安二年三月七日御補任状、所譲与于頼勝実也」と、6通の文書が列挙されている。そのほとんどが現存しない。唯一残存しているのは「勝弁僧都自筆弘安九年十月廿五日」で、これが〔町史34〕勝弁議状であることは疑いない。ただし勝弁契状はもう1通、正安元(1299)年8月25日付のものも存在したことになる。また前節でもふれたように、「文永九年六月廿三日御下知案文」も副進されていたが、この案文も現存しない。〔町史29〕は正文であって、それは経蔵文書として残されたが、頼賢が頼勝に与えた案文は金色堂文書にはもちろん経蔵文書としても残っていない。これらの手継証文が散逸したのがいつのことであるか、一切不明である。ともあれ、ここでは金色堂別当の手継証文が、現在残されているよりもはるかに多かったことを指摘するにとどめよう。

#### 〈頼勝から頼盛へー経蔵文書のなかの金色堂別当職手継証文ー〉

〔町史65〕建武2(1335)年頼勝議状で、頼勝は頼盛に、「金色堂別当職、同領白浜村」「光勝寺免田捌段、住坊壱所」「黒沢村地頭職〔伊沢郡内在之〕、同白山講田〔一町一字〕」などを「相伝知行之所」として譲与した。金色堂別当職とその所領が一体のものとして相伝されるのは、ようやくこの時になってからのことである。相伝の職としての金色堂別当職の成立はこの段階とすべきだろう。鎌倉後期中尊寺の変容は、一方では権別当を中心とする新体制を成立させるとともに、他方ではこのような師資相伝の別当職を生み出した。前項で〔町史40〕頼賢議状が多数の副進文書をともなったことを述べたが、その多くが散逸したにせよ、現在まで残る中尊寺文書にこの時期のものが多いのは、そうした理由からである。

〔町史65〕頼勝議状に記された所領をみてみよう。白浜村は、〔町史61〕建武元(1334)年に「其後当州刺史大膳大夫時行、為仏聖灯油之料所、瀬原・黒沢・白浜三箇村〔衆徒等配分知行〕被寄進之畢

とあり、中尊寺衆徒領として特別な意味をもっていたが、鎌倉期の相伝の経緯についてはたしかな史料を欠く。また胆沢郡の黒沢村地頭職と白山講田については、既述の通り榮尊・勝弁以来の所領である。ただし白山講田については、〔町史64〕建武2(1335)年4月16日沙弥某奉書に、「黒沢村内白山講田口(事カ)ノ元徳三年十一月廿三日任御下知状、不可有知行相違候、仍執達如件」(引用文内のノは改行を示す。以下同じ)とのことが「中尊寺金色堂別当御房」に宛てられている。宛先の金色堂別当が頼勝であることはいうまでもない。

ところで黒沢村に関するもっとも早い文書は〔町史18〕久寿元(1154)年3月8日蓮光讓状である。初代の経蔵別当とされる自在房蓮光が「金色堂免田参町〔伊沢郡黒沢口〕」を蓮心に譲与したことを記す。もっともこの〔町史18〕を含む鎌倉初期までの日付をもつ文書は、次節でもふれるが鎌倉末期の創作と推定されるが、たとえそのようなものであっても黒沢村の手継証文に加えられて金色堂別当に伝えられたはずである。ところが〔町史315〕宝永目録に「久寿元(1154)年三月八日経蔵別当蓮光讓状尅通」、〔町史118〕天正20(1592)年経蔵別当職相伝世譜に「寿元年甲戌三月八日蓮光金色堂讓状」として、近世においては経蔵文書に加えられていた。同様の例は他にもある。

光勝寺免田については、〔町史30〕建治2(1276)年両寺別当最信下文に、「平泉光勝寺修正田」のことがみえる。この地はもと道毫阿闍梨の所領だったが、文永5(1268)年10月25日讓状で円喜に譲与した。その讓状に従って惣別当最信が円喜に安堵したのである。〔町史65〕頼勝讓状には明記はされていないが、この〔町史30〕最信下文が本券として副えられていたはずで、金色堂別当の手継証文のひとつだったはずである。ところが〔町史315〕宝永目録では〔町史30〕は「建治二年二月廿四日両別当判物尅通」と、また〔町史118〕経蔵別当職相伝世譜に「建治二年丙子二月廿四日両寺別当判物」とあって、経蔵文書とされているのである。なお道毫の文永5(1268)年讓状は残されていない。

そして何よりも、この〔町史65〕頼勝讓状自体が、不思議なことに宝永3(1706)年目録にはみえず、影写本では「経蔵文書」として収録されている。すでに近世には経蔵文書として伝来していたのである。後述する〔町史91〕応永28(1421)年11月19日頼榮讓状、〔町史95〕永享9(1437)年5月4日頼意讓状も金色堂別当手継証文と理解すべきものだが、〔町史65〕と同様に宝永目録にはみえないが影写本では「経蔵文書」に収められていた。おそらく近世においては、すでに経蔵文書の中にあっただと思われる。

こうしたことをどのように考えるべきか。そもそも経蔵文書・金色堂文書に2分割されたのが実は中世のある時期であって、それ以前は、とくにこれまで検討してきた文書の時代においては、一体として保管され伝来しており、後に一といっても中世の範囲内で一これが経蔵・金色堂の両者に分割されたとする仮説も成り立つ。あるいはこの仮説が事実に近いのではないか。

#### (頼盛以降)

頼盛については、〔町史73〕康永3(1344)年平親家打渡状に「金色堂領三迫白浜村、如元渡付寺家雑掌頼盛阿闍梨」とある。また貞和2(1346)年には衆徒により中尊寺権別当に選任された(〔町史74〕衆徒置文・〔町史75〕有助奉書)。頼盛以後の金色堂別当については、断片的な史料しか残っていない。白浜村の知行は戦乱のなかで不安定だったようで、〔町史76〕貞和4(1348)年衆徒申状で、中尊寺衆徒は宇佐美四郎なるものが白浜村を訴えている。この時の権別当は頼盛だろうが、金色堂別当は不明である。だいが降って〔町史87〕永和2(1376)年清光安堵状にみえる、白浜村を打渡された「中尊寺金色当(堂)別当御坊」も手がかりがない。

〔町史91〕応永28(1421)年頼榮讓状で、頼榮は金色堂別当職とその所領を松女御前に譲与した。記載されている所領は〔町史65〕頼勝讓状とまったく同じである。頼榮といえば、〔町史71〕康永



2(1343)年7月日中尊寺鐘銘に「願主」として権律師頼栄がみえるが、もちろん時期があわない。こちらの頼栄は権別当とすべきであることは先述の通りだが、「頼」の通字から金色堂関係者といえそうである。〔町史91〕の頼栄が松女御前に譲与したことは、〔町史補遺18〕金色堂別当系図の頼栄一女子の記載に符合する。系図のこの部分の追筆は、この時のものか。その次の金色堂別当は、〔町史94〕永享8(1436)年一揆契状にみえる当時9歳の猿一丸である。〔町史94〕は経蔵別当宛ての契状だから経蔵文書として伝わっているのは当然ではあるが、同時に経蔵別当より猿一丸に宛てられた同文の契約状が金色堂別当に相伝されたはずである。しかし現存しない。また〔町史95〕永享9(1437)年頼意譲状は、金色堂の講田・読経田などを「猿一ノ丸」に譲与したものだが、金色堂別当職の語はみえない。頼意が同堂の関係者であることはたしかだろうが、何らかの事情で別当職は相続しなかったか。猿一丸の次の別当は〔町史補遺18〕別当系図に猿千代丸と記されているが、関連する史料はない。なお、この別当系図の最終的な成立はこの時で、15世紀の半ばになろうか。

### 3. 経蔵別当手継証文の復元

経蔵別当の次第を検討しつつ経蔵別当手継証文の復元を試みよう。次第については〔町史118〕経蔵別当職相伝世譜があるが、本書がその日付どおり天正20(1592)年に作成されたものであるとしても、中世最末であってそのまま信用するわけにはいかない。まして本書には不審な点もある。〔町史22〕文治5(1189)年9月10日親義奉書は何かと悩ましい偽文書だが、相伝世譜はこれについて「頼朝公泰衡御退治の後、経蔵別当心蓮大法師御旅館へ参り、当山の由来を言上、地(寺)領等元のことく寄附せらるゝ事、東鑑にも見へたり」と記す。いうまでもなく『吾妻鏡』同日条を意識した記事だが、慶長10(1605)年の古活字本も刊行されない天正末年に尊光がこれを参照できたとするのは疑問だろう。本書の成立時期については検討が必要であるまいか。

経蔵文書を時代順に並べると、〔町史11〕のいわゆる中尊寺供養願文2通が最初で、〔町史12〕天治3(1126)年3月25日藤原清衡補任状案、〔町史15〕〔町史16〕の2通の保延6(1140)年3月28日蓮光譲状案、〔町史18〕久寿元(1154)年3月8日蓮光譲状、〔町史22〕文治5(1189)年親義奉書、〔町史23〕承元2(1208)年5月22日幸円譲状案とつづく。〔町史11〕については本稿のむすびで言及することとして、他の6通についていえばすでに偽文書であることが指摘されている。偽文書といってもはるか後世ではなく、おそらく鎌倉後末期のものだろう(大石直正2004・丸山2001・堀裕2020)。その成立過程の解明はきわめて興味深いことがらだが、小稿の手に余り、ここでは扱わない。ただし〔町史18〕久寿元(1154)年蓮光譲状が金色堂別当の手継証文であることには前節で述べたとおりで、他は確実に経蔵別当職の手継証文として伝わったものである。

(永栄から朝賢へ)

『吾妻鏡』の奥州合戦記事に経蔵別当大法師心蓮のことがみえるが(文治5年9月10・11・17日条)、中尊寺文書のなかで確かな経蔵別当と認めることができるのは、13世紀半ばの永栄をまたなければならぬ。〔町史26〕弘長元(1261)年両寺権別当権律師下文は、瀬原村の畠を御経蔵文殊講油畠として永栄に寄進したもので、その理由は「両寺貫主御息災延命・寺中安穩」のためとある。両寺貫主は平泉惣別当の最信で、発給者の権別当は栄賢だろう。寄進された永栄はこの時期の経蔵別当だったと考えてよい。永栄が大長寿院の四至境を記し置いた弘安2(1279)年の2つの置文〔町史31・907〕も、その後の経蔵別当に相伝されたものだろう。

〔町史32〕弘安3(1280)年永栄譲状は、「師資相承之所帯」である経蔵別当職以下を朝賢に譲与した

ものである。「但行朝出仕之時者、行朝可知行也」とあって、本来は永栄一行朝と相伝されるべきものだった。弘安10(1287)年に初の衆徒選出の権別当に任じられた行朝だが、この時期には出仕もままならない事情があったらしい。この議状には、骨寺村・大堂修正田灯油畠・愛染明王免田畠・塔免田畠などが記載されており、これが後々までも経蔵別当固有の所領として相伝されてゆく。譲与された朝賢は、惣別当に安堵を申請し、惣別当盛朝がこれに応じて発給した下文の案文が〔町史33〕弘安7(1284)年盛朝袖判下文案である。下文案に列挙された所領の中には「故永栄跡坊地」も含まれており、すでに永栄は死去していた。旧稿で述べたように、文永年間の2回の幕府裁許をへて、惣別当による衆徒相伝の安堵システムがようやく機能しはじめた時期でもある(菅野2017・2020)。なお〔町史32〕には「校正了」と追筆され、継目裏花押を有する案文が現存する。この案文は〔町史33〕下文案と同時に作成されたのだろう。

#### (朝賢から行盛へ)

〔町史38〕正応4(1291)年議状で朝賢は経蔵別当職を、伯父であり、年来の師匠である行朝に譲与した。行朝がこれ以前に出仕しており、〔町史32〕弘安3(1280)年永栄議状の遺志にしたがったのである。行朝が経蔵別当だったことは〔町史59〕権別当職并相伝系図に「寺僧分院主兼学頭、御経蔵別当職、大長寿院別当」とあることから確かである。とはいえ行朝は弘安10年に中尊寺権別当に就任しており、実質的には朝賢が相変わらず経蔵別当の地位にあった。なお、この〔町史38〕議状に「副右大将家以下次第証文等」が副えられていた。

〔町史補遺8〕嘉元2(1304)年3月14日の経蔵修理棟札に惣別当実助、権別当行盛とならんで「当堂別当法橋上人位朝賢」とみえ、朝賢がなお経蔵別当だったことが確認される。この前後に朝賢は〔町史42〕乾元2(1303)年閏4月22日置文と、〔町史43〕嘉元2(1304)年7月8日置文の2通を作成した。前者の冒頭には「申おく状の事」、後者は「申置」とあるが、行盛に宛てた経蔵別当職の議状である。前者には「きよひらの御たちの御時の安堵状、并 右大将家の御下文・代々師々相承次第証文等」が経蔵別当職にともなうものとして記されていた。清衡御館の安堵状はこれが初見である。右大将家御下文は前掲〔町史38〕正応4(1291)年朝賢の行朝宛て議状にもみえるが、その内容は〔町史42〕によれば「骨寺の四方のさかい、右大将家の御時さためおかるゝ御下文事」とあって、骨寺の四至境を定めたものだった。ただし、「彼さかいさうろんの沙汰ニよりにて、大貳阿闍梨頼潤ニあつくるところ也」ともあった。したがってこの右大将家御下文は骨寺の四至に関するものであって、内容的には『吾妻鏡』文治5(1189)年9月10日条と不思議なほどの一致をみる例の〔町史22〕文治5年親義奉書に限りなく近い。すでに指摘されている通りである(大石2004)。〔町史22〕そのものであるかどうかはさておき、そのような内容の文書が経蔵別当職の手継証文に存在したことになる。ただしこれは〔町史28〕文永元年関東下知状に引かれた建久年間の右大将家下知状とは異なるものだった。当時の中尊寺には、複数の頼朝に由緒のある文書が伝えられていたのである。

また〔町史43〕嘉元2(1304)年置文には経蔵別当職だけでなく、「私領小山村」についても記載があった。これは〔町史29〕文永9(1272)年6月23日関東下知状での相論で、行朝が惣別当最信に押領されたとして訴えた「小山薬師堂免田参町事」のことだろう。幕府の裁許は行朝の主張を容れたものだったが、ここで注目したいのは、行朝が幕府法廷に提出した「掃部頭親能建久二年十一月十五日奉書案并前別当密蔵坊同年同月十八日施行・隆近〔行朝父〕□(天)福二年二月八日議状」である。このうち前2者が謀書の嫌疑をかけられたことについては1節で述べたが、経蔵別当職に付随するものとして小山村が行朝一朝賢の系統に相伝されたとすれば、これらの文書もまた経蔵別当に伝えられたはずである。しかし現存しないのである。

正和 2(1313) 年 12 月 18 日付の〔町史 49〕〔町史 50〕の 2 通の譲状で、行盛は行賢に経蔵免田等を、舎弟行秀に大長寺院免田を譲与した。この大長寺院免田の権利が、道昭一頼潤（収公）一権別当行盛と移動したことは 1 節で述べた通りで、この段階ではすでに経蔵別当領に組み込まれ、〔町史 45〕道昭、〔町史 63〕実助拳状、〔町史 47〕実助補任状がその手継証文に加えられる。同日で行盛が発給した譲状は少なくとももう 1 通あった。〔町史 58〕嘉暦 3(1328) 年行盛去状には、骨寺の田屋敷に関する「正和二年十二月十八日のゆつりしやう」のことが記されているが、これは宛先が不明で現存もしない。

#### 〈行盛から乙王丸・行円〉

〔町史 52〕〔町史 53〕正和 3(1314) 年 12 月 25 日行盛譲状は、いずれも行盛が甥の乙王丸に経蔵別当職と骨寺村以下の所領を寄進したこと、乙王丸が童形の間は行盛の舎弟行円が知行すべきことを記したものである。前述の正和 2(1313) 年 12 月の処分は一時的なもので、悔い返されたのだろう。正和 3(1314) 年の 2 通はともに外題安堵まである正文で、なぜ 2 通作られたのか、理由を考える必要がある。〔町史 53〕の外題安堵は嘉暦 3(1328) 年 10 月 1 日付で惣別当朝演のものである（遠藤 1974）。〔町史 52〕のそれは建武 3(1336) 年 2 月 23 日付で、「任此状、不可有知行相違之由、依仰執達如件」と権別当頼順が奉者となっており、さらに「任此状、知行不可有相違之由、依如意寺僧正御房御気色、執達如件、暦応元(1338) 年十一月廿七日 沙弥了阿（花押）」との裏書きもある。最終的に効力が期待されたのはこちらであろう。〔町史 53〕には譲与された所領のなかに大長寺院修正田 1 町がみえるが、〔町史 52〕にはこれがみえない。正和 3(1314) 年の譲与ののちこの田は悔い返されて別人に宛行われ、建武 3(1336) 年の外題安堵よりそう遡らない時期に、しかし日付は遡って〔町史 52〕が作られたのではなかろうか。仮にこの想定があたっているとすれば、行盛は建武 3(1336) 年の頃にはまだ経蔵別当だったといえそうである。

〔町史 58〕嘉暦 3(1328) 年行盛去状によれば、行盛は骨寺村の田屋敷在家 13 筆を 10 年季で売却した。本書には同年 7 月 14 日付けで行円が「このしやうにまかせて、御しんたいさおいあるへからす候」と裏書きをしたためている。この年に中尊寺権別当は行盛から行円に交代したが、行盛はなお経蔵別当の地位にあった。〔町史 59〕権別当職并相伝系図の行円の記事には経蔵別当の註記はない。なおこの 10 年前に〔町史 55〕文保 2(1318) 年骨寺村所出物日記が作られているが、作成の背景には同様の債務契約があったのかもしれない。

#### 〈南北朝・室町期－2 人の行栄と犬乙〉

経蔵別当関係の文書は行盛以後はにわかにならなくなり、次第を確かめることが困難になる。〔町史 78〕観応 2(1351) 年吉良貞家禁制は骨寺村への軍勢甲乙人の乱入を禁じたもので、経蔵別当に与えられたと考えられるが、その名は記していない。〔町史 80〕延文 3(1358) 年若狭守行重打渡状は、骨寺村を「別当遠江律師行栄」に打渡したもので、当時の別当が行栄だったことがわかる。13 世紀半ばの経蔵別当と同じ名前である。

その 20 年あまり後、この行栄は〔町史 81〕応安 6(1373) 年 10 月 25 日譲状で経蔵別当職以下の所領を弟子の行慶に譲与した。〔町史 82〕同年 10 月 28 日行慶譲状は、〔町史 81〕譲状にある骨寺村の所領の一部を一期分として行恵に与えたもので、行栄も花押をしたためている。さらにその 3 年後の永和 2(1376) 年 2 月 25 日付けで行栄は〔町史 83〕〔町史 84〕〔町史 85〕の 3 通の譲状を作成し、行慶と行恵に与えた。応安 6(1373) 年の譲与を再配分したものだだろう。

〔町史 89〕至徳 4(1387) 年清家打渡状・〔町史 90〕同年前越前守親重打渡状は、ともに経蔵別当宛であるが、その名を記載しない。〔町史 92〕永享 6(1434) 年 2 月 5 日行栄譲状は弟子有栄に一期分を譲与したもののだが、この行栄が応安・永和の行栄とするには時期的に無理がある。3 人目の行栄であ



る。譲与したのは大長寿院の坊地等だから経蔵関係者ではあろうが、経蔵別当だった確証はない。

〔町史 93〕永享 7(1435)年光尊譲状は、骨寺村を「いぬをと(犬乙)殿」に宛行つたもので、「師御房卿阿闍梨乃ゆつりのことく」と書かれている。骨寺村の一部ではなくその全体をまとめて相伝できる立場は経蔵別当と判断されるから、この頃の別当は卿阿闍梨-光尊-犬乙と相伝されたのだろう。〔町史 94〕永享 8(1436)年猿一丸一揆契状は、金色堂別当猿一丸が経蔵別当に宛てたもので、猿一丸には「年九才」、経蔵別当には「十歳」と注されていた。この 10 歳の経蔵別当こそが犬乙だろう。かれが中世文書で確認できる経蔵別当の最後になる。

## むすび

本稿のむすびとして、近世の経蔵文書・金色堂文書にいたる文書の集積・移動の過程を推測してみよう。といっても確定的なことは何も言えず、憶測を逞しくするほかはない。

文書が作成され集積される契機は、これまで 3 つの節に分けて述べた通りである。問題はそれぞれの関係だろう。権別当の相伝文書群はたしかに存在した。文永の 2 通の裁許状に引用された文書もここに含まれる。またその後の関東下知状や衆徒申状等も権別当のもとで保管されたはずである。その多くが散逸してしまったが、辛うじて近世まで残った現存文書からかつて存在したことをうかがうことができる。頼賢・頼盛期の金色堂別当職の形成過程でその手継証文として多くの文書が集積された。経蔵別当のもとにも永栄から行盛にいたる時期に手継証文が蓄積されていた。

ところで、権別当文書は権別当の交代とともに移動したことだろう。鎌倉期の 3 人の権別当である行朝-行盛-行円は経蔵別当またはその関係者であり、この段階で権別当文書に経蔵別当職の手継証文が混入した可能性が高い。建武年間の頼順以降、金色堂別当あるいはその関係者が権別当に就任するに及んで、さらに金色堂別当の手継証文がない交ぜになった、という経緯を想定できる。きわめて雑駁な想定ではあるが、これ以上の具体的な過程を論じるだけの材料はない。

とはいえなお憶測を続ければ、権別当文書は経蔵・金色堂の両別当手継証文を含み込みながらも一体のものとして権別当によって相伝されたのではあるまいか。もちろん、別当職に関わる手継証文はそれぞれの別当のもとに残されたものもあったろう。それが、現在では失われてしまった文書群ではなかろうか。ところが南北朝のある時期、確認できる最後の権別当頼盛の頃には、この制度自体が廃止、または変容することになる。それは権別当による文書の管理の廃棄も意味していた。その後になって、これらの文書が経蔵と金色堂に分けられたのではないか。その時期を特定するのは至難の業だが、あるいは〔町史 94〕永享 8(1436)年猿一丸一揆契状がこれに関係するかもしれない。経蔵・金色堂ともに、出家受戒も済ませていない童子を別当に立てての一揆契約である。相互で複雑な利害の対立状況があり、これを解決するための方策として結ばれたのではないか。

最後に〔町史 11〕天治 3(1126)年 3 月 24 日藤原清衡願文、いわゆる中尊寺供養願文についてふれておかなければならないだろう。いわゆる藤原輔方本と呼ばれているものが、現存はしないが確実に中尊寺に伝来した藤原朝隆筆願文の忠実な模写本であることは、すでに指摘されているとおりである(名児耶明 1978・入間田宣夫 2013)。また権別当行円がこの模写本につき、朝隆の兄で願文に「勅使」とある藤原顕隆の子孫輔方に鑑定を依頼した背景については、旧稿で述べたことがある(菅野 2020)。

この模本及び現存しない正文の保管場所はやはり経蔵だろう。ただし清衡願文は経蔵別当の手継証文ではない。寺宝として、中尊寺経とともに納められていたのではないか。〔町史 44〕嘉元 3(1305)

年衆徒重訴状案で、本書は3月16日中尊寺一切経会の信仰上の根拠として引かれていた。また鎌倉末には創作されていたとおぼしき〔町史12〕天治3(1126)年3月25日藤原清衡補任状案は、金銀泥行交一切経奉行の功績により自在房蓮光を経蔵別当に任命するという内容だが、願文を強く意識したものである。本来この願文は「鎮護国家大伽藍一区」を建立供養したことを述べたもので、経蔵や一切経会だけに関わるものではない。しかし鎌倉期にはとくに一切経会とむすびついて保管されたのだろう。したがって願文はこれまで検討してきた文書と異なり、経蔵を動くことはなかったのではなかろうか。

(註)〔町史26〕弘長2(1262)年座主下知状案については、佐々木邦麿「中尊寺における顕密宗旨の再検討」(『大正大学研究紀要文学部・仏教学部』60、1975年)、佐々木邦麿「中世中尊寺における言家方の軌跡」(『天台学報』17、1975年)によって紹介され、興味深い指摘がある。ただし本稿ではあくまでも経蔵文書、金色堂文書に限定して検討すること、また本書の扱いにはなお慎重であるべきとの立場から(菅野2017)、本稿では扱わない。

## 引用文献

- 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国司談話会雑誌』17、1974年)  
大石直正「鎌倉時代の平泉」(『平泉町史』3巻「総説・論説編」、1988年)  
大石直正「『吾妻鏡』と奥州合戦」(『六軒丁中世史研究』10号、2004年)  
菅野文夫「中尊寺文書正和二年衆徒申状の周辺－鎌倉後期中尊寺権別当－」(藪敏裕編『平泉文化の国際性と地域性』、汲古書院、2013年)  
菅野文夫「鎌倉時代中尊寺略史の試み」(『岩手大学文化論叢』第9輯、2017年)  
菅野文夫「鎌倉時代の中尊寺」(菅野成寛編『平泉の文化史2 平泉の仏教史』、吉川弘文館、2020年)  
佐藤建治「平泉惣別当体制と中尊寺衆徒・毛越寺衆徒」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻、高志書院、2005年)  
平雅行「平泉惣別当に関する基礎的考察」(京都先端科学大学『人間文化研究』43号、2019年)  
高橋富雄「一中世文書からみた平泉問題」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、1973年)  
堀裕「『偽文書』からみた中尊寺経蔵別当職」(菅野成寛編『平泉の文化史2 平泉の仏教史』、吉川弘文館、2020年)  
丸山仁「平泉藤原氏と鎮護国家大伽藍一区」(『六軒丁中世史研究』8、2001年、のち同著『院政期の王家と御願寺』高志書院、2006年に収録)